

介護保険つうしん

第25号



中央区

令和5年6月発行
福祉保健部
介護保険課

江戸バスが無料でご利用できます

●令和5年6月から中央区に住民票がある65歳以上の方は
中央区コミュニティバス（江戸バス）が無料でご利用できます。

- 乗車の際に区発行の江戸バス乗車券を運転手に提示することで、無料で乗車することができます。
- 乗車券は中央区コミュニティバス（江戸バス）でのみご利用できます。



江戸バス
EDOBUS

●江戸バス乗車券の発送方法

江戸バス乗車券を以下のとおり発送します。

令和5年6月末日時点で65歳以上の方

令和5年6月発送の「介護保険料のお知らせ」に同封してお送りします。

令和5年7月以降65歳となる方

65歳となる月の上旬に敬老入浴証引換券の送付用封筒に同封してお送りします。



●いきいき館（敬老館）を利用してみませんか

【桜川敬老館】



【浜町敬老館】



【勝どき敬老館】



- いきいき桜川（桜川敬老館）
八丁堀駅バス停 徒歩3分 / 桜橋バス停 徒歩7分 / 鉄砲洲バス停 徒歩5分
- いきいき浜町（浜町敬老館）
浜町敬老館バス停 徒歩0分 / 浜町三丁目バス停 徒歩1分
- いきいき勝どき（勝どき敬老館）
勝どき駅前バス停 徒歩3分 / 勝どき駅前バス停 徒歩3分

※江戸バスの運行経路は中央区ホームページで「江戸バスマップ」と検索してください。



【問合せ先】

江戸バスの経路等一般的なこと
江戸バス乗車券に関すること
敬老館に関すること

交通課交通対策係

高齢者福祉課高齢者福祉係

高齢者福祉課高齢者活動支援係

3546-5413

3546-5354

3546-5334

認知症とは…

いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで認知機能が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態を指します。

「認知症」と「加齢による物忘れ」は違います

	記憶障害	実行機能障害	判断力	見当識障害
認知症	<p>ご飯を食べたのに「ご飯を食べていない」と言う</p> 	<p>使い慣れた家電の操作ができない</p> 	<p>支払いの時に計算ができず、小銭があるのにお札で支払いをする</p> 	<p>日付や曜日、場所などがわからなくなる</p> 
加齢の物忘れ	<p>何を食べたのか忘れる</p> 	<p>使い慣れた家電であれば操作をすることができる</p> 	<p>ゆっくりであれば小銭でも支払いができる</p> 	<p>日付や曜日、場所などを間違えることがある</p> 

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」最も当てはまるところに○をつけてください。

	チェック項目	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
①	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
②	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1点	2点	3点	4点
③	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などもの忘れがあるとされますか	1点	2点	3点	4点
④	今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	2点	3点	4点
⑤	言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点
	チェック項目	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
⑥	貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払は一人でできますか	1点	2点	3点	4点
⑦	一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
⑧	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	1点	2点	3点	4点
⑨	自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	1点	2点	3点	4点
⑩	電話番号を調べて、電話をかけることができますか	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、①から⑩までの合計を計算

合計点

点

20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。おとしより相談センターやお近くの医療機関に相談してみましょう。

※このチェックリストの結果はおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。

認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

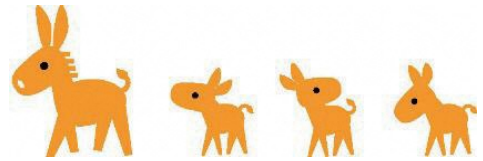
※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

あれっ、
今までと
違うかな？
と感じたら、
早めにご相談
ください。

「認知症の人にやさしいまち 中央区」を目指して

知って安心認知症

認知症について詳しく説明している冊子です。



認知症ケアパス

備えて安心！認知症

認知症について備え、将来に向けて自分の生き方を考えてみませんか？



認知症かな？と思ったら



区内の認知症相談医一覧を掲載しています。



主な配布場所

中央区役所4階 介護保険課	築地1-1-1	3546-5379
京橋おとしより相談センター	明石町1-6 リハポート明石等複合施設1階	3545-1107
日本橋おとしより相談センター	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア1階	3665-3547
人形町おとしより相談センター	日本橋人形町2-32-4 日本橋医師会人形町ビル1階	5847-5580
月島おとしより相談センター	月島4-1-1 月島区民センター1階	3531-1005
勝どきおとしより相談センター	勝どき5-1-17 勝どき ザ・リバーフロント1階	6228-2205

認知症についての相談をお受けしています

おとしより相談センター（地域包括支援センター）

- 月曜日から土曜日9時～18時（祝日・休日および年末年始は除く）
- ※高齢者やその家族を支援するため、区が設置している総合相談窓口です。
- ※お問合せ先については上記をご覧ください。



認知症サポート電話（中央区役所 介護保険課内）

- 月曜日から金曜日8時30分～17時（祝日・休日および年末年始は除く）

認知症サポート電話
TEL:03 - 3546 - 5286

※認知症のご本人や、認知症の方を介護しているご家族の様々な悩み相談をお受けするための専門電話です。

ご存じですか 成年後見制度

成年後見制度ってどんな制度？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、自分の財産を管理することや、福祉サービスを受けるための契約を結ぶことなどが難しい場合があります。

そのような方が自分らしく安心して暮らせるよう、後見人等が本人の意思を尊重しながら生活や財産を守る制度です。

このような時に後見人等は必要です

医療や福祉サービスの契約を自分ですることが難しい



言われるがまま契約してしまい、キャンセルができない



大きな買い物や、生活のお金の管理が自分では難しい



最近物忘れが激しく、ひとり暮らしのため老後が不安だ



※本人の介護や付き添い、医療行為の同意、身元保証、結婚や養子縁組の手続きなどは、後見人等の仕事に含まれません。

成年後見制度の種類

判断能力が不十分になる前に

●任意後見制度

将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ誰に何を頼みたいか決めておき、公正証書で任意後見契約を締結します。判断能力が低下した場合には、契約の相手方が任意後見人として本人を支援します。

判断能力が不十分になってから

●法定後見制度

すでに判断能力が不十分で支援が必要な方のために、家庭裁判所が後見人等（補助人、保佐人、後見人）を選ぶ制度です。

※ご本人の判断能力によって補助・保佐・後見の3つの制度が用意されています。

成年後見支援センター「すてっぷ中央」

成年後見支援センター「すてっぷ中央」では成年後見制度利用のための具体的な手続きや、制度に関する疑問などの相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

所在地：〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5

電話：03-3206-0567

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

